

質問項目

1. 公民連携・複合施設について
2. 公文書等の管理について
3. 市民会館について
4. 学校校納金について
5. 働き方改革に関連して
6. 地域包括支援について
7. 男女共同参画と子育て支援について

下市このみ

皆さんこんにちは。市民ネットの下市このみでございます。

私もちょっと市長のように喉の調子がまいちですが、識場にお越しの皆さん、市政に興味、関心を持っていただきまして本当にありがとうございます

きょうは 3 月 8 日でして、国際女性デーなんです。

（「●へえ●」と呼ぶ者あり）市長、知らなかった。

これは 1908 年にニューヨークで女性労働者が賃上げや参政権を求めてストライキしたということから、この日を国際女性デーと定めています。3 月 4 日には連合岡山でも街頭宣伝をビックカメラ前でしました。それできょうの新聞に出ているんですけども、世界経済フォーラムの男女格差、ジェンダー・ギャップというんですが、この指数で日本は 144 カ国中、なんと 111 位でございます。はい。下から数えたほうが早いんですが、岡山市も岡山市の政策によってもこの指数の改善を目指すことが盆要だと考えております。

それでは、質問に入ります。

公民連携、複合施設等について。

11 月醸会で御紹介した岩手県の紫波町では、2007 年 11 月に町民、民間事業者が参加する PPP 推進協議会を設立しています。その後、2009 年 3 月の公民連携基本計画策定までに意見交換会や座談会などを何度も開催しています。公民連携の事例が語られる場合、民間の動きがクローズアップされがちですが、行政の組織体制が整ってこそ民間はスムーズに動けるのではないのでしょうか。

公民連携を進めるとしている岡山市は、どのような組織体制をお考えでしょうか。

施設の複合化などに公民連携手法がどのように生かされていくとお考えですか。

11 月醸会でお尋ねした紫波町のような公共施設整備と市有地の有効活用が実行に移せる体制にありますか。

昨年 12 月に幡多学区連合町内会から中区の防災対策整備と公共施設集合についてという要望害が出されています。竜操地区住民の生活環境を向上させるために陸運支局跡地に東

公民館、東部地区図書館、コミュニティハウス、東岡山市民サービスコーナー、竜操防災センター、公園、避難場所としての等の複合施設を建設してほしいというものです。

この要望はどこが担当局になるのでしょうか。

次に、公文書等の管理について。

公文書等の管理は、行政が現在及び未来に対して責任を持つということを意味します。昨年 11 月議会において、後楽館中高跡地について売却を含めた民間活用を検討する会議録が開示されないのはなぜかと質問したところ、教育長は、教育委員会内の会議では協議の議題になっておりませんので会議録はございませんと答弁しています。

では、岡教施 272 号の用途廃止の理由、学校としての活用が見込まれないため売却を含めた民間活用を検討するためは、教育委員会では協議もせずに文書起案者が決めたということでしょうか。

市役所内では、後楽館跡地処分を売却と決めた意思決定の過程を示した公文書等がありますか。同様に公募要綱に関しても決定に至る過程を示す公文書等がありますか。

岡山市文書取扱規程の第 3 条文書作成義務、事案を処理する場合は原則として文書を作成しなければならないとなっています。国の公文書等の管理に関する法律を参照すると、文書の作成基準、第 4 条では、行政機関の職員は、第 1 条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項の他の事項について、文書を作成しなければならないとあります。

岡山市における公文書等の作成基準はどう決められているのですか、お示してください。

それは、法律における文書の作成基準、第 4 条にのっとっていますか。

次に、市民会館についてです。

現市民会館は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 1 日までは公募で岡山市市民会館コンソーシアムと管理協定書を結んでいます。平成 28 年度は、平成 27 年度と同額の指定管理料で同社と管理協定書を結んでいます。平成 29 年度も同様に 1 年間の協定書を結ぶと聞いています。あと何年市民会館は使用するのですか。こりように 1 年ずつの協定をする理由について御説明ください。

平成 27 年度に市民会館耐震診断業務委託を発注しましたが、決算委員会でも診断結果は開示されませんでした。また、天井は特定天井であり、大規模な地震で脱落するおそれのある危険な天井と言えます。市民会館は通常の運営を続けており、多くの市民の皆さんが利用しています。これらの情報はどのように公開していきますか。

上記を受け、市民会館の指定管理者の管理方法はどのように変わりますか。

石畳の広場は、広場として活用できませんか。

次に、学校校納金についてです。

校納金とは、学校が徴収や集金に関与している全ての金銭のことです。校納金には、学校徴収金と PTA 会費、各種掛金等があります。学校徴収金としては、学校給食費、修学旅行費等、生徒会費、部活動費、卒業関係経費、補助教材費などがあります。校納金の徴収方法については、保護者の利便性を考え、現金または口座振替徴収のいずれにするかを保護者が選べるように示すべきではありませんか。

平成 27 年度の包括外部監査で、給食費の管理について決算書が実態と異なるものとなっている。つまり未収金が計上されていないとの指摘があります。また、学校徴収金の調査研究機関が開催されていないとの指摘もあります。どのように改善されましたか。

同じく指摘 29、低所得者については給食費を全額就学援助で手当として、学校が就学援助費を預かって支払いすることにより給食費の未収のリスク自体を軽減すべきであるにはどのように対応するのでしょうか。

次に、公民館、図書館等についてです。

2000 年に公民館検討委員会から、専門的力量を持ち公民館での経験の蓄積が活かされるよう。意欲と能力のある正規の専門職員を配置し十分な研修の保障を行うとの答申がありました。その後、主として公民館における各種講座等の企画、実施に関する事務及び管理、経理等の事務を職務内容とするとして平成 26 年度までは社会教育主事を採用してきました。決算委員会でも、正規職員の配置されていない公民館については早急に正規職員を配置すべきとの指摘が続いています。

さて、昨年度は資格のある職員を異動させましたが、ある公民館には資格を持っていない職員が配置されたと聞いています。昨年度から公民館の位置づけはどのように変わりましたか。これまでどおり社会教育主事を採用すべきではありませんか。

危機管理室長から防災士養成講座の案内が公民館にあり、2月11日、12日の2日間行われました。

この講座の内容、休日労働になること等について総務局長は承知していましたか。防災士の研修に参加する職員に職務命令を出しましたか。

休日労働は100分の135を支払うことが労働基準法に明記されています。嘱託職員に割り増し賃金を支払わないことは労働基準法に違反しています。割り増し賃金を支払うべきではありませんか。

中期計画では、図書館の開館日、開館時間の見直しや市民に身近な公民館との連携など、さらなる工夫による図書館サービスの拡充を図るとしています。さて、1994年策定された図書館整備基本計画は、岡山市の全ての地域に図書館サービスが行き届くものとするを整備の基本方針に掲げています。この計画の基本指標に貸出登録率25%が設定されています。貸出登録率状況について御説明ください。

2002年策定の図書館整備実施計画には、地区図書館機能として基本的な役割は資料提供、住民の日常的な情報要求に応える、全ての地域住民へサービスを行う。くつろぎの場としての役割を重視。地域社会をつくりまちづくりを進める上で役立つ図書館とすることを見直す必要はないと考えますが、いかがでしょうか。

正規職員の図書館司書採用試験について御説明ください。

公民館、図書館の正規職員、嘱託職員それぞれの平均年収をお示しください。

次に、地域包括支援等についてです。

毎週1回顔を合わせる方が今年の夏ごろから物忘れがひどくなり、冬には物が盗まれたとか実際には起きていないことを話すようになってきました。その女性は、ひとり暮らしで近くに身内の方はいません。このままにしてはおけないと地域包括支援センターへ認知症の疑いがあるのではと相談しました。地域包括の地域担当の方が12月に本人を訪問し問題ないとの連絡をもらいましたが、本人以外からも様子を聞いてほしいと伝えたところ、

再度、地区担当と民生委員が訪問し近所の方から様子を聞き、地域の方と連絡先を交換し、気分になるときは地区担当へ連絡することになりました。年末年始には何日分もの薬を一度に飲んでしまったため体調が悪化しましたが、本人が御近所の方に助けを求めたため大事には至りませんでした。この方は、2月に要介護1になったと聞いています。

さて、認知症支援チームはどのように機能していますか。件数も含めて御説明ください。地域包括の地区担当の判断は、地域包括支援センターの判断ですか。上記のように要介護1に認定された方を問題ないと判断していることは問題だと思います。どこに原因がありますか。

複数の専門職による複数回の訪問をし、丁寧に対応すべきではないですか。

ひとり暮らしの生活が維持できるかどうか判断しましたか。対策を示しましたか。

番号交換した後、地域で見守るための情報が示されないで地域の方は動きたくても動けません。どういう指導をしていますか。

次に、男女共同参画と子育て支援等についてです。

昨年6月、岡山市役所の中にイクボスの精神広げ職員のワーク・ライフ・バランス実現に向けた具体的な取り組みを進めていくため、課長級以上の幹部職員50人が参加してイクボス宣言を行いました。同時にイクボスKPI実践10カ条が示されていますが、その達成度はどのくらいでしょうか。

公民館や図書館など土日が開館している施設に勤務している子育て真っ最中の職員にとって、互いに支え合う風通しのよい職場となっていますか。

岡山市ジェンダー統計「岡山市の女性と男性」のリーフレットを作成してから5年になります。このジェンダー統計はどのように生かされてきましたか。市民協働での改正をお考えですか。この中に家事分担率を入れませんか。

非正規シングル女性の調査や支援事業に取り組んでいる自治体があります。男女共同参画施策を専門的な視点で市民とともに進めていく最前線のさんかく岡山が女性の現状を進んでキャッチしていくべきです。さんかく岡山での非正規シングル女性に関する新たな取り組みについて御説明ください。

岡山市は、女性活躍プログラムにまつわる事業をプロポーザルで民間委託に出していますがなぜですか。

さんかく岡山がトータルな視点で取り組むべきことではありませんか。さんかく岡山には組織、人員、予算を含め全体としての充実が必要だと考えますが、いかがですか。

保育所の需要は2020年ごろまでふえるだろうという試算を日本総研はしています。女性の就業率が上昇し共働き世帯がふえるのが主な要因です。岡山市は、今後の保育所需要の伸びをどのくらいと見込んでいますか。認可外施設の子どもたちがふえていることや株式会社等々の参入も考えると、保育の質をどのように担保していくのかが大きな課題です。世田谷区では子どもを中心とした保育を実践するために世田谷区保育の質のガイドラインを策定しています。岡山市も保育の質ガイドラインの策定が必要ではありませんか。

岡山市は、保育士の給与を2%引き上げる予算を計上しています。2%を保育士の人件費に充てていることのチェックはもちろん必要です。さらに、各園の運営経費に占める人件費の割合をチェックするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

保育士不足の要因として、賃金もちろん低いのですが、その他の労働条件にも問題があ

ると聞いています。岡山市は、私立保育園の勤務実態をつかんでいますか。残業時間や休暇の取得率はどうでしょうか。公立保育園の正規保育士と比べて賃金、残業時間、休暇の取得率の違いを御説明ください。

岡山市からの認可保育所運営費の内訳を御説明ください。

世田谷区では、平成 28 年度に 2、086 人の保育園定員数を拡大しました。区や国の土地はもちろん、今では民有地と保育園マッチング事業もしています。岡山市の未利用地は、まずは保育事業者に提供していくことを考えませんか。

幼稚園は平成 29 年度までに、保育園は平成 30 年度までに耐震改修を終えるとお伺いしました。認定こども園の移行もありますが、保育園の耐震化は速やかに行うべきと考えます。可知保育園、竹枝保育園、伊島保育園の耐震改修について御説明ください。

以上で 1 回目を終わります。

答弁

○大森雅夫市長

それでは、下市議員の質問にお答えします。

国際女性デーとは知りませんでしたけれども、私も 3 月 22 日に国が主催する女性の活躍促進に関するシンポジウムに出席させていただきます。岡山市の取り組みないしは政令指定都市全体をまとめていったというようなこともあって自治体の長としては私だけが出席する。そういう場でいろいろと取り組みを紹介してしていきたいと思います。111 位が、これ 111 位もどんどん下がっているんですね、上がるような一助をぜひ行っていきたいと思っております。

私は、それに関連してイクボス KPI 実践 10 カ条の達成度であります。

さまざまな政策を行っているんですけども、男性の例えば子育て休暇取得率、昨年度は 100% でありました。今年度 1 月末までの取得率も 100% ということで達成しております。また、男性の出産補助休暇取得率は、昨年度が 88 %。また今年度の 1 月末までの取得率が 95 % となっており、一定の成果があったのではないかと思います。

イクボスのこの KPI もまだやって 1 年たってないんで正確なところはわかんないんですけども、職員がどう感じているかということでのアンケートの話を上げたいと思いますが、昨年 7 月から 8 月に実施した職員の意向調査では、仕事と家事等が両立できる職場の環境について非常によいとよいと答えた人間が 35 %、またワーク・ライフ・バランスの実現について十分している、していると答えた人間は 32 % にしか過ぎませんでした。また、昨年 12 月にアンケート調査をまた行っております。仕事や家事等が両立できる環境になってきている、ややなっていると答えた職員が 55 %、また働き方改革、職場で効率的、効果的な業務遂行のための働き方改革に積極的に取り組んでいる、また取り組んでいる、取り組もうとしていると答えた職員は 73 %。こういった数字から見て、職場の環境も改善されつつあるのではないかなと思っております。

これからも取り組みは着実にやっていきたいと思いますが、ここでの KPT の 10 カ条の話、一つ一つ全てができるかどうか分かりませんが、着実にフォローはしていきたいと思っております。

以上です。

○岸堅土総務局長

公民連携、複合施設等についての項で、公民連携に係る組織体制並びに公共施設整備と市有地の有効活用に係る体制についてですが、その目的、必要となる業務内容や役割分担などを整理した上で公民連携手法を生かしていくにはどのような体制がよいのか必要に応じて関係部局と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○那須正己財政局長

同じ項で中区の陸運支局跡地に複合施設建設の要望害が出ているがというお尋ねですが、当該要望書につきましては財政局で収受文書として各施設の担当部署等に● ●するとともに、その写しを●カクカク●配付いたしております。

以上でございます。

○岸堅土総務局長

公文書等の管理についての頁。公文書等の作成基準は、そしてその基準は法律の作成基準にのっとっているかとお尋ねです。

公文書等の作成については、文書取扱規程において文書作成義務に加え、事案についての最終的な意思決定は文書により起案することにしてあります。これらの本市の文書作成に関する規程は、国の公文書等の管理に関する法律の趣旨に沿ったものと考えています。

以上です。

○那須正己財政局長

後楽館高校跡地の売却関係文書のお尋ねですが、売却するという決裁文書はございません。公募型プロポーザル方式による旧後楽館中高天神校舍跡地活用事業の募集要項につきましては決裁文書がございます。

以上でございます。

○菅野和良教育長

同じ項、用途廃止の理由は教育委員会が協議せずに文書起案者が決めたということかというお尋ねですが、用途廃止及び所管がえにつきましては、関係部局と協議した上で理由も含めて起案文書の決裁によってなされたものでございます。

以上です。

○河野広幸市民生活局長

市民会館についての項、順次お答えいたします。

まず、市民会館はあと何年使用するのか、1年ずつ指定管理協定を締結している理由はにお答えいたします。

市民会館はあと何年使用するかにつきましては、公明党を代表しての中原議員にお答えしたとおりでございます。今後の施設の管理運営につきましては、耐震診断結果公表後に速

やかに検討してまいりたいと考えております。したがって、方針が決まるまでは長期ではなく1年ごとの協定としたものでございます。

次に、耐震診断結果と特定天井についてどのように公開していくかにお答えいたします。耐震診断結果につきましては、所管行政庁から今後できるだけ早い時期に公表する予定と聞いております。また、特定天井の対応につきましては、今後の施設の管理運営の検討結果とあわせてお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、指定管理者の管理方法はどのように変わるのかにお答えいたします。

今後の施設の管理運営の検討結果に基づいて実施すべき管理方法を決めていくものと考えております。

最後に、石畳の広場は広場として活用できないかについてお答えいたします。

現在は施設の駐車場や駐輪場として活用するとともに、旧 NHK 跡地にある駐車場への進入路となっており、現時点では広場としての活用は困難と考えております。

以上です。

○菅野和良教育長

学校校納金についての項。順次お答えしてまいります。

校納金の徴収方法について保護者が選べるようにすべきではというお尋ねですが、校納金の徴収方法につきましては各学校において決定しているところであり、今後、保護者の要望等を総合的に勘案して決定するよう周知してまいりたいと考えております。

次に、包括外部監査で給食費の管理、調査研究機関についての指摘に対してどのように改善したのかというお尋ねですが、昨年度の包括外部監査のうち監査を個別に受けた学校で指摘された事項であり、給食費の管理につきましては滞納状況を決算書に記載して PTA 総会で報告され、また学校が設置する学校徴収金の調査研究機関に保護者の代表をメンバーに加えて会議が開催されるなど、いずれも改善措置済みとなっております。

最後に、包括外部監査では低所得者については給食費を全額就学援助で手当てし未納リスクを軽減すべきとありますが対応はというお尋ねです。

就学援助、給食費の全額公費負担につきましては、包括外部監査の指摘なども踏まえ、受益者負担と保護者負担の軽減の両面から検討しているところでございます。

以上でございます。

○岸堅土総務局長

公民館、図書館等についての項、防災士養成講座を私が知っていたのかのお尋ねですが、今回の質問で養成講座のことを初めて知ったところです。

次に、公民館、図書館の正規職員、嘱託職員それぞれの平均年収をとのお尋ねです。

平成 27 年度の普通会計決算による正規職員の平均年又は 662 万円余です。また、公民館事務嘱託、嘱託司書の平均年収は 325 万円余となっております。

以上です。

○菅野和良教育長

同じ項、まず平成 28 年度から公民館の位置づけが変わったのか、これまでどおり社会教

育主事を採用すべきではないかというお尋ねですが、公民館の位置づけにつきましては、これまでと変わるところはございません。平成 28 年度につきましては、人事異動により事務職員の配置を行っておりますが、公民館における専門職員の必要性は認識しておりまして、社会教育主事資格を有する職員、資格の取得に必要な実務経験を有する職員を配置しており、専門性の確保に努めてまいります。

次に、防災士養成講座について一括してお答えいたします。

危機管理室からの防災士養成講座受講者決定の連絡を受け、中央公民館長が受講受諾の決裁をし、休日を勤務日に振り替えて勤務日の職務として従事するよう命じております。

なお、公民館に勤務する嘱託職員につきましては、休日を勤務日として指定する場合は他の勤務を●ヨウする●日を休日とするとしており、勤務日として指定した日は労働基準法の休日には当たりませんので割り増し賃金は発生しないものと考えております。

次に、図書館整備基本計画策定後の貸出登録率の状況についてでございますが、議員お尋ねの貸出登録率は、利用者カードを持っており年度内に 1 回以上利用している貸出実人数を本市の人口で割ったものですが、平成 24 年度と平成 27 年度を比べますと 9.6 %から 9 %に減少しております。

次に、図書館整備実施計画にある地区図書館の基本的役割についてですが、資料提供などの基本的役割は変わりませんが、サービスのあり方などの見直しは今後とも必要であると考えております。

最後に、正規職員の図書館司書採用試験についてでございます。

図書館司書につきましては、平成 23 年度に策定されました岡山市職員採用中期計画などに示された多様な雇用形態の活用の観点から、平成 24 年度以降、正規職員を採用する試験は行われておりません。

以上でございます。

○森安浩一郎保健福祉局長

次に、地域包括支援等についての項、まず認知症支援チームの活動状況につきましては、おかやま創政会を代表しての柳迫議員の質問にお答えしたとおりです。

なお、支援チーム員会議で検討した件数は、平成 28 年度 9 月末までで延べ 80 件です。

次に、地域包括支援センター地区担当者の判断に問題ないかとか複数の専門職による複数回の訪問をすべきでないか、ひとり暮らしの生活が維持できるか判断したか、対策を示したかについてですが、地域包括支援センターは小学校区ごとに担当者を置き、高齢者等からの相談などに対応しております。地域包括支援センターに相談があった場合には、地区担当者が御本人の身体状況や生活状況を確認した上で地域包括支援センターの他の専門職とも話し合いをしながら担当者への支援方針を検討し介護認定につなげるなど地域包括支援センターとしての判断をするとともに、御本人の状態等に応じて複数回の訪問を実施し対応しております。

次に、地域で見守るために地域の情報を示しているかについてですが、地域包括支援センターではかかりつけ医、民生委員、地域住民の方とも連絡、連携をとり、個人情報に配慮しながら情報を共有するなど適切な対応をとっているところです。今後も地域のネットワークをつくり、ひとり暮らし高齢者の方が住みなれた地域で生活を続けることができる

よう努めてまいります。
以上です。

○奥野淳子市民協働局長

7、男女共同参画と子育て支援等についての項、まず岡山市ジェンダー統計の活用と改正についてお答えします。

市民との協働により作成したジェンダー統計のリーフレットにつきましては、子ども向けの講座や女性の生き方や老後問題などをテーマとした講演会などで市民に男女共同参画に関する状況をわかりやすく伝える資料として活用しております。改正につきましては、今後、市民協働事業の中で検討してまいります。

次に、非正規職のシングルの女性に関する取り組みについてお答えします。

女性の非正規雇用労働者や未婚者の割合が増加傾向にあり、貧困など生活上の困難を抱える女性がふえていることは、誰もがみずからの意思に応じて安心して働くことができる職場環境づくりにおける課題の一つと認識しております。非正規雇用の女性の処遇改善に向けた国の施策も踏まえながら、男女共同参画の視点からこういった取り組みができるのか研究してまいりたいと考えております。

最後に、女性活躍事業を民間委託するのはなぜか、さんかく岡山の充実が必要ではとの御質問です。

さんかく岡山においては、企業向けの女性活躍推進の啓発講座や地域における男女共同参画を推進する人材の養成など、男女共同参画を進める拠点施設として多様な事業を実施しているところです。今後も効果的な組織運営や体制、また民間事業者のノウハウやネットワークなども活用した予算執行となるよう、女性が輝くまちづくりや男女共同参画の施策を総合的に進めてまいります。

以上です。

○森安浩一郎保健福祉局長

同じ大きい項目のうち、私立保育園の人員費と勤務実態について、人員費の割合をチェックすべき、それから私立保育園の勤務実態をつかんでいるか。残業時間や休暇取得はどうかということですが、私立認可保育園に対しましては、指導監査の実施に当たり前年度の決算関係書類を活用し保育事業収益に占める人員費の割合を把握し、監査の参考資料としているところであります。その私立認可保育園に対する指導監査において、就業規則や給与規程の作成、労働基準監督署への届け出、職員への周知、さらにこれらの規則、規程と実態との一致状況について始業終業時刻、年次有給休暇の付与日数、本棒や時間外勤務手当など諸手当の支給状況の確認を行っているところであります。

以上です。

○田中克彦岡山っ子育成局長

同じ項、今後の保育需要の伸びと保育の質ガイドラインについてのお尋ねです。

今後の保育需要の見込みにつきましては、竹之内議員や田中議員にお答えしたとおりです。保育の実施は、認可保育園はもとより、認可外保育施設も保育所保育指針を理解し保育サ

ービスを行っております。特に認可外保育施設に対しては認可外保育施設指導監督基準を配付しその指導に努めており、改めてガイドラインの作成までは考えておりません。

次に、私立保育園の保育士についてのお尋ねですが、私立保育園の勤務労働条件はそれぞれの事業者によって定められ、各事業者において適切に管理されるべきものと認識しております。賃金については、事業所ごとに職員の勤務時間や勤続年数が異なるため、一概に公立と私立を比較することは困難です。

なお、公立保育園の保育士の残業時間は、平成 27 年度では 1 人当たり月平均 19.4 時間、年次休暇の取得は平均約 5 日となっております。

次に、認可保育所運営費の内訳についてのお尋ねです。

私立保育園の運営費である委託料の財源構成は保育園の規模により異なりますが。市全体で見ると平成 27 年度決算ベースで約 30%が国庫負担、約 15%が県費負担、同額の約 15%が市費負担、約 30%が保育料として保護者負担、残りの約 10%が保育料の市負担の軽減分となっております。

次に、未利用地についてのお尋ねですが、未利用地の活用につきましては、敷地面積や土地の形状、道路状況など認可保育所として利用に適したものがあれば民間事業者による保育所整備の募集での活用も考えられます。しかしながら、まずは現在の市立幼稚園、市立保育園施設の活用を最優先に考えております。

最後でございます。可知保育園、竹枝保育園、伊島保育園の耐震改修工事についてのお尋ねです。

保育園の耐震改修工事は、平成 30 年度末までの改修完了を目指して取り組んでいるところです。その中で可知保育園は軽量鉄骨づくり、竹枝保育園は木造という構造上の課題があるため、通常の耐震改修工事では対応できません。また、可知保育園は、同じ教育保育提供区域内で認定こども園の候補が決まっていないという課題があります。今後、工法の工夫なども含めて検討してまいりたいと考えております。また、伊島保育園は、現在の伊島幼稚園の土地に伊島保育園と伊島幼稚園を合わせて幼保連携型認定こども園を平成 30 年度中に整備する予定です。

以上です。

○菅野和良教育長

同じ項、公民館や図書館が風通しのよい職場になっているかというお尋ねですが、公民館や図書館では子育て中の職員の休暇取得にも配慮するなど、職員がお互いに支え合い協力する職場づくりに努めております。

以上でございますも

下市このみ再質問

順不同になりますが、済いません、最後のところから質問させていただきます。

今、最後に教育長のほうから休暇取得等というお話がありましたけれども、公民館、図書館などは土日が開館している施設なんです。保育園は日曜日がお休みです。また、学校もお休みです。保育園児や小学校低学年児を持った職員の日曜勤務についてどのような

配慮をしてし、ますか。

きょうの日経新聞に出ているんですけども。トヨタ自動車系部品大手のジェイテクトというところは、2018年度末をめぐりに国内のほぼ全ての工場に祝日限定の企業内保育所を設ける。企業のほうは、こうやって率先して働いてもらえるための環境をつくっているんです。岡山市もぜひ、イクボス宣言をしている岡山市ですから、そういう配慮をぜひしていただきたいと思います。御所見をお願いします。

それから、保育園のところなんですけれども、きのうもいろいろ議論がございました。ことしの保育園未入园児も1600人ぐらいに行くかなという感じなんです。私は今回、世田谷に行って勉強してきたこともあり、これからの保育園、先ほどの保育の質ガイドラインなんですけれども、こういう質の問題が非常に大きくなってくるんじゃないかと思っているわけです。認可外施設もちろんありますが、今年度には株式会社の認可園もできます。そういう中で世田谷ももちろん取り組んでいるわけです。平成28年度は2000人の定員増を図ったわけですから、その中ではやっぱり質のことをちゃんとやらなきゃいけないと私も勉強してきました。ぜひ世田谷区の保育の質ガイドラインを勉強していただいて、岡山市もそういったきちんと子どもを中心に置いた保育園ができるという、そういうものをつくっていただきたいと思うので、もう一度お願いします。

それから、もう一つは、先ほどの土地の提供の話です。また、ことしも10000人規模でつukらないといけないんじゃないかと思うぐらいの岡山市の状況ですから、これからまた、先ほど局長は市立の保育園、幼稚園、これは岡山市がする分ですよ。私が言っているのは、民間保育園がするための土地として提供できる場所はないかということを探してほしいと思っています。

それから、もう一つはお金の問題です。認可保育所運営費の内訳を聞きました。世田谷区では区加算運営費というのが36%あるんです。区も物すごくこの保育園をつくるということに力を入れています。そういうことも考えられないかということでもう一度お願いします。

それから、指導監査で人件費の割合を把握しているという御答弁でした。これ、何%ぐらいあるんでしょうか。どのぐらいを、高い低いあると思うので、岡山市としてもここはきちんとチェックしてほしいと思いますので、もう一度割合をお示してください。

それでは、2番の公文書等の管理ですけども、今総務局長のほうから公文書等の管理に関する法律に沿ったものであるという答弁でした。この公文書等の管理に関する法律第4条では目的に沿ったようにしてほしいということで、第1条、目的が国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにするとあるんです。今回のこの後楽館跡地をめぐる状況はこの目的から外れていませんか。

それと、教育長から、関係部局と協議した上で文書起案者が決めた。じゃあ、協議したということですから、協議したときの会議録というものはあるのですか、お示してください。

公民館、図書館についてです。

先ほども学校図書館のことを難波議員のほうからあつきました。何が問題かということ、先ほど賃金のところで正規職員が662万円、事務嘱託が325万円という御答弁がありました。今、国が同一労働同一賃金の施策を進めています。これ、同一労働同一賃金で時間だけで計算したら、正規職員は1週間38.75時間、事務嘱託は1週間35時間。これを同一労働

同一賃金だとしたら、事務嘱託の年収は 600 万円になるんです。私、この差は縮めていくべきだと思うんですが、 どうお考えでしょうか。

それから、職員採用試験の中に資格職として社会教育主事や図書館司書というのを入れて募集採用するべきではありませんか。

もう一つ、ずっと嘱託職員には時間外が出せない、こういうお話を聞いています。総務省が地方公務員の非常勤職員の待遇を改善するため、今国会に関連法案を提出する、閣議決定で決まったようです。この内容についてはまた今後お願いしたいんですが、福岡市では就業要綱を改正し、特別職の非正規職員に報酬の加給金として時間外勤務手当を払うということを今、議会に出しているようです。岡山市もできるんですよね。このことをお答えください。

以上です。

答弁

○岸堅土緯務局長

順不同になりますが、非常勤職員、嘱託職員への時間外手当の支給についてですが、出すことをだめという法律はありません。出してはいけないということはないんです。ただ、嘱託職員は非常勤職員ですから、勤務労働条件として示された所定労働時間を超える勤務は想定してないものです。

また、岡山市においても勤務労働条件をお示しするときに時間は示しています。ただし、業務の都合上、変則勤務の場合があります。それから、先ほど教育長からも答弁させていただいておりますが、休日を勤務日として指定する場合は他の勤務を●ヨウする●日を休日とするということも休日等の中に説明を加えております。ですから、そういうことで出しておりません。ただ、出してはいけませんという規定もありません。出すためには市で条例等、規則とかそういうものをそろえる必要があるかと思っています。ただし、国全体の働き方改革の流れというものは承知しております。その流れに逆らおうという気は持っておりません。ただ、議員も言われましたけど地方公務員法、地方自治法の改正に向けて動きがありますので、そこは留意していきたいと思っております。

それから、公文書の関係ですが、個別の事案について私のほうから沿っている沿っていないというのは申し上げにくいんですが、同じように国の文書の管理規程というのは、市のほうにも地方自治体もそれに準じて努めなければならないという規程があります。それと同様の内容のものを岡山市の文書管理規程でも定めております。個別の判断は控えさせていただきます。

はい、以上です。

○那須正己財政局長

後楽館高校売却に至ったのは協議の会議録はあるかというお尋ねだったと思いますけれども、これについてはございません。

以上でございます。

○森安浩一郎保健福祉局長

私立認可保育園の人件費の割合ですが、保育事業収益に占める人件費の割合は、議員御指摘のとおり幅があります。50%から80%程度の幅だと思いますけれども、平均すると約70%程度と把握しております。

以上です。

○田中克彦岡山っ子育成局長

まず、1番目に世田谷のガイドラインを事例と出されて質の確保を図るべきではないかという御質問にお答えいたします。

まず、安心して子どもを預けられる環境の整備というのは非常に重要であり。保育の質を向上させていくために我々もそして事業者の方々も日々努力されておられるところだと思います。事例に出されましたそのガイドラインの内容というのを私も全部は読んでないんですけども、認可外保育施設指導監督基準と同様のものが盛り込まれておるのではないかと考えております。あわせて我々としては質の担保といいましょうか、質の向上という部分につきましては、事業者さん、認可外の皆さん方も含めてですけども、保育従事者に対する保育に関する研修であるとか障害児保育に関する研修、感染症の予防対策の研修、そういったさまざまな研修を呼びかけ参加いただいております、そういうふうな状況の中で質の向上を図って今いきつつあるところでございます。しかしながら、このお示しいただいた世田谷のガイドラインというのもどういったものなのかと、それからあと他都市にも例えばそういったものがあるのかどうか、このあたりについては参考とさせていただきたいと考えております。

それからあと、土地の提供の部分でございまして、先ほどお答えした続きということでもないんですけど、まずは私どもとしては市立の幼稚園とか市立の保育園、今後地元の方々丁寧にお話、ご議論させていただきながら民営化に活用していきたいと考えておるところでございます。

それから最後、運営費の世田谷区の負担の36%の部分のお尋ねであったと思います。これは、私ども岡山市のほうとしましては市の単独事業で特別の委託料や障害児保育の運営費の補助金なども支出しており、市単独での補助、控除なども支出を行っているところでございます。また、それで平成29年度からは今議会でもお諮りさせていただいております保育料の負担減に伴う市負担の割合の増加や予算減としてお願いしている保育士等の処遇改善による市の補助額の増加が、そういったものも岡山市としては上乗せしておるということで御理解いただければと思います。

以上です。

○菅野和良教育長

2点あったと思います。

まず、順不同ではありますが、公民館や図書館での土日勤務についての配慮についてです。勤務スケジュールの作成に当たりまして可能な限り職員の意向に配慮するなどしておりますけれども、今後もこうした勤務の工夫、配慮で子育て世代を職場として応援、支える取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。

次に、公文書等の管理についての項ではありますが、用途廃止及び所管がえを関係部局と協

議した議事録はないのかということですが、教育委員会にその議事録はございません。
以上でございます。

○小林寿雄副議長

教育長、社会教育主事と図書館司書は資格要件を有する職として位置づけて採用すべきではないか、そういう質問がたしかあったと思うんですがお答えがないようです。
よろしいか。

○岸堅土総務局長

図書館司書それから公民館の社会教育主事ですが、求める資格はどこまでやるかというのはあるんです。ケースワーカーにしても福祉事務所へ配置されてからその資格を取りに行くという例もあります。ですから、どこまでを求めるかということは競争の倍率、一定の競争性を発揮するというので、やはり余り厳しい条件にしてしまいますと限られてきます。ですから、幅広く受験できるような資格、ただ採用するかどうかの判断がまず先にあってからのお話です。
以上です。

○小林寿雄副議長

同一労働同一賃金になっているのかと、差を縮めるべきではですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○岸堅土総務局長

失礼しました。時間外と重ねて御答弁したと思うんですが、流れは承知しておりますので国の動向等を見守っていきたいと思います。
はい、以上です。

下市このみ再々質問

今、総務局長から職員採用の話ね、社会教育主事と図書館司書の話がありました。教育長、先ほど私、最初に公民館検討委員会のことをお話しました。方針が変わっていないのなら、今のお話では教育委員会のお考えと違うんじゃないですか。職員の採用の仕方が。お答えください。

答弁

○岸堅土総務局長

済いません。私が先ほど答弁させていただいたのは、採用するという前提があったときに仮に採用するとしてどういう条件をつけるかということをお願いしたので、教育長が言われたこととはストレートな関係にはないと思います。
以上です。

○小林寿雄副議長

その採用に関しての教育長の所見をお願いします。

○菅野和良教育長

事務職員につきましては、他の所属への異動はありますが、公民館での経験を他の市政にいかすことができるメリットもあると考えております。職員の配置につきましては、公民館職員の専門性の確保を勘案しながら、さまざまな方法を検討してまいりたいと考えております。

戻りますが、社会教育主事資格を有する職員をきちんと確保することはさきの答弁で述べたとおりでございます。

以上です。